

(案)

# 後志胆振国有林の地域別の森林計画 第二次変更計画書

(後志胆振森林計画区)

計画期間 { 自 平成25年4月 1日  
至 平成35年3月31日 }

樹立年月日：平成24年12月21日

第一次変更年月日：平成25年12月 日

第二次変更年月日：平成26年12月 日

北海道森林管理局

## 後志胆振国有林の地域別の森林計画の変更について

### 【変更理由】

次の理由から森林法第7条の2第3項において準用する同法第5条第5項の規定に基づき、変更する。

- 1 事業の重要性、緊急度等を勘案し、治山事業を実施する地区単位の数量について変更する。

なお、本変更計画は、平成27年4月1日から適用する。

### 【変更項目】

#### Ⅲ 別表

別表3 実施すべき治山事業の数量-----（地域別別表6）1

注：1 （ ）書は、変更前の国有林の地域別の森林計画の頁である。

- 2 本文については、変更等を行う項目に係る部分を掲載しており、文中の下線部が変更・追加箇所である。

Ⅲ 別表  
【現行計画】

別表3 治山事業の数量

単位 地区

所在		治山事業 施工地区数	主な工種	備考
市町村	区域（林班）			
登別市	2246・2249, 2361, 2363, 2387, 2388・2389, 2390, 2392	7	溪間工、山腹工、 本数調整伐	
伊達市	2403～2405, 2035, 2217	20	溪間工、 保安林管理道、 本数調整伐	
島牧村	3138, 3139, 3349, 3350, 3468・3470, 3497, 3505, 3509, 3510	10	溪間工、山腹工、 本数調整伐	
寿都町	3082, 3084	2	本数調整伐	
黒松内町	3035, 3050	2	山腹工、 本数調整伐	
留寿都村	312	1	本数調整伐	
喜茂別町	173・174, 175・176, 235, 252	4	溪間工、 本数調整伐	
倶知安町	13	1	溪間工	
共和町	1350	1	本数調整伐	
岩内町	1458, 1540	2	山腹工	
泊村	1204, 1215	2	溪間工、 本数調整伐	
神恵内村	1002, 1017, 1056・1062, 1083, 1176	5	溪間工、山腹工、 本数調整伐	
壮瞥町	2403, 2410～2413	14	溪間工、 保安林管理道	
洞爺湖町	2408～2410	7	溪間工	
合計		78		

## 【変更計画】

別表3 治山事業の数量

単位 地区

所在		治山事業 施工地区数	主な工種	備考
市町村	区域（林班）			
登別市	2246・2249, 2361, 2363, 2387, 2388・2389, 2390, 2392, 2398	9	溪間工、山腹工、 本数調整伐	
伊達市	2403～2405, 2035, 2217	20	溪間工、 保安林管理道、 本数調整伐	
島牧村	3138, 3139, 3349, 3350, 3468・3470, 3497, 3505, 3506, 3507, 3508, 3509, 3510	13	溪間工、山腹工、 本数調整伐	
寿都町	3082, 3084	2	本数調整伐	
黒松内町	3035, 3050	2	山腹工、 本数調整伐	
留寿都村	312	1	本数調整伐	
喜茂別町	173・174, 175・176, 235, 252	4	溪間工、 本数調整伐	
倶知安町	13	1	溪間工	
共和町	1350	1	本数調整伐	
岩内町	1458, 1540	2	山腹工	
泊村	1204, 1215	2	溪間工、 本数調整伐	
神恵内村	1002, 1017, 1056・1062, 1083, 1176	7	溪間工、山腹工、 本数調整伐	
壮瞥町	2403, 2410～2413	14	溪間工、 保安林管理道	
洞爺湖町	2408～2410	7	溪間工	
合計		85		